

令和5年度中に受け付けた行政文書開示請求に係る審査請求のうち、諮問までに90日を超えたもの

審査請求書 受付年月日	審査請求案件	原決定	担当課名	諮問日	申立受付～ 諮問、日数	90日経過理由
R6.1.22	千葉県知事が令和5年11月21日付け防対第764号で行った行政文書不開示決定に係る審査請求	不開示	防災危機管理部 防災対策課	R6.6.18	148	本件請求に係る行政文書の部分開示の内容についての再考・判断に時間を要したため。